

第3章 大火後の防災体制の改善と社会への影響

第1節 救済活動

粥の施行 こうした被害を受けて、幕府はただちに粥の施行を実施したのをはじめとして、焼米の放出、米価騰貴の抑止、材木価格騰貴の抑止、資金の下付などの救済活動を開始した。幕府はまず、内藤忠興、石川憲之、六郷政晴及び松浦鎮^{しげのぶ}信の4大名に対し、被災者に粥を給食するよう命じた。粥の施行は明暦3年(1657)正月21日から9日間、芝の増上寺前など府内6か所に仮小屋を建てて行なわれた。日本橋から南は内藤忠興と石川憲之が、北は六郷政晴と松浦鎮信が担当した。米は1日に1,000俵(約52.5トン)ずつを費消したといわれる。しかし、最終日の正月29日になっても、飢えに悩んでいる町民が多かったので、給食事業は2月2日まで続行された。粥の施行は、さらに2月2日以降も隔日に給されることになり、2月12日にいたってようやく終了した。幕府が放出した米は、合計6,000石(約900トン)にのぼった。しかし、その量は膨大な数の被災者の飢えを満たすには不十分であり、被災後の民衆の飢えは頂点に達していたのである。



図 3-1 粥の施行の場面

(『むさしあぶみ』日本随筆大成 第3期6、吉川弘文館、1977、405頁)

焼米放出 幕府は、焼けた米穀も放出した。将軍の補佐役を務めていた保科正之の機転で、幕府の浅草米蔵の焼米を町民が食べることができるようにしたという逸話が残っている。『寛永録』には、伝馬町、芝金杉町及び深川獵師町に焼米 300 俵（3 斗 6 升入、約 15.8 トン）が支給されたとある。『撰要永久録』にも、南伝馬町が焼米 300 俵と大量の焼けた干飯を拝領したという記録が見える。焼米が江戸の町民の口に入ったことだけは確かであり、このような形でも救済が行われたことが知られる。

米価の騰貴 幕府は、すでに正月 21 日に、米は 7 斗（約 105 kg）金 1 両との基準を示し、それより高価に売ってはならないことを通達していた。当時は、1 両では 2 斗（約 30 kg）しか購入できないほど、米価が高騰していたからである。

さらに、正月 24 日、八丁堀で米の安売りを行なった。8 斗（約 120 kg）金 1 両という値段であったから、町民が殺到し、たいへんな人気であった。このときに放出した 1,000 俵（約 52.5 トン）は、紀伊和歌山藩から献上された米穀であった。一方で、幕府は、旗本と御家人に給米の前借りを許可した。夏と冬 2 回に支給される禄米のうち、夏に受け取る分の三分の一を前渡ししたのである。この年の禄米の換金値段は、100 俵（約 5.25 トン）につき 24 両であったから、幕府御家人の 100 俵取り、つまり比較的下級の武士はその三分の一、すなわち 8 両分が給与されたことになるという。

◎金銀銭対照表

慶長 14 年（1609）	金 1 両	銀 13 匁	銭 1 貫文	（慶長金銀）
寛永 15 年（1639）	金 1 両	銀 19.5 匁	銭 1 貫文	（寛永通宝）
明暦 3 年（1657）	金 1 両	銀 18 匁	銭 1 貫文	（慶長金銀）
元禄 8 年（1695）	金 1 両	銀 60.4 匁	銭 1 貫文	（元禄の改鑄）
寛保 2 年（1742）	金 1 両	銀 62.2 匁	銭 1 貫文	
安政元年（1854）	金 1 両	銀 66.5 匁	銭 1 貫文	

（『角川日本史辞典』角川書店 1968 年などを参考にした）

材木の供給と価格騰貴の抑止 被災した人々にとって、食料の供給はもちろん大切であったが、大火のあった時期は、現在の 3 月初めで、暦の上では春であっても寒冷で、大火後の正月 26 日、大雪が降ったことから、凍死者が大量に出たという。住む家がなくては寒さをしのぐこともできず、家の建設は江戸の町民にとって食料とともに深刻な問題であった。大火後、材木商は焼け残った木

材をかかえ込んで、値段をつり上げていた。そこへ、江戸城の造営は3年間延期する、必要な材木は天領の山林から採るので、民間からは一本も買い上げない、大名屋敷も急いで造らなくてもよい、という通達が出たとうわさが飛んだ。そこで、材木の値段は急落したといわれ、幕府による情報操作が功を奏した逸話として伝えられる。

資金の下付 幕府は、救済の手をさしのべる直接的な手段としての粥の施行などのほかに、人心の安定にも最大の効果を発揮するものとして資金援助を実施した。火災後の事業における、最も大がかりな救済活動であったといってもよからう。

罹災した大名に対しては、銀100貫目以上の恩貸銀を出した。これは翌年から10年間で返済するものである。旗本と御家人には拝領金を渡し、下級の100石以下の小禄の者には率を増して与えた。扶持米取りの者（給料を米で支給されていた幕臣）には、いわば本給である俸禄米とはべつに1人扶持につき、5俵（約262.5kg）の割で、特別金を支給した。幼少の者や病気で役についていない者にも相応の手当てを給与した。2月には、

- ・ 抱屋敷、地子屋敷又は親類の屋敷に自分で住宅を建築した者には、拝領屋敷と同様に知行高・切米高で資金を下付する。
- ・ 親兄弟にやっかいになっている者や、借家住まいの者には、手当として知行高・切米高の三分の二の資金を下付する。

という通達が出された。抱屋敷とは個人が買得したもの、地子屋敷とは地代を払っているもの、拝領屋敷は幕府より与えられた屋敷である。切米とは幕臣が受領する年俸米のことで、扶持は1人1日玄米5合（約750g）の割で与えられた。救済の下付金は身分によって額が相違した。たとえば、4代将軍家綱の弟、松平綱重と松平綱吉（後の5代将軍）には各2万両、御家門大名の松平光長の母の高田殿（2代将軍秀忠の娘）には5,000両が下賜された。町奉行の神尾元勝と石谷貞清は各1,000両を拝領し、大奥の女中ほかにも身分に応じた金額が下付された。

江戸市中への下付金は、銀で総額1万貫目、金にして約16万両であった。焼失した町屋は片町で800町、間口は6尺（約1.82m）を1間として4万8,000間であったから、支給の割合は、間口1間について金3両1分又は銀6匁8分だったといわれる。5月11日、半金の5,000貫が町奉行に渡されたという。

なお、大火で江戸城の御金蔵が焼亡してしまったために、これらの資金は1,000石以上の者には大坂で、それ未満の者には駿府で渡された。そのため、駿府や大坂から江戸に大量の資金が搬送され、大名・旗本から江戸の町民に至るまで、幕府が下付した援助金は膨大な額にのぼった。

このように、幕府の救済事業は、大火後、ただちに実施された粥の施行をはじめとして、焼米の放出、米価騰貴の抑止、材木価格騰貴の抑止、資金の下付などであった。資金の下付は、大名、旗本・御家人だけでなく、江戸町民へも行き渡るように行い、5月に入ってから実施されたことで時間的な遅れはあったとしても、被災した人々への救済活動としては大いに効果を発揮したものと推察される。



図 3-2 資金下付の場面

(『むさしあぶみ』日本随筆大成 第3期6、吉川弘文館、1977、407 頁)

第2節 復興と都市構造の改善

江戸図の作成 大火後における江戸の都市構造の改善は、当然のごとく防災都市化を主眼として行われた。幕府はまず、都市改造の基礎資料とするため、大火直後の明暦3年（1657）正月27日から実地測量にもとづく絵図を製作した。^{おおめつけ}大目付の北条正房と^{しんぼんがしら}新番頭の渡辺綱貞が担当した、この図は、京間5間（約9.8m）を1分で、縮尺3,250分の1とし、その範囲は当時の江戸市中だけでなく、深川、^{ほんじょ}本所、浅草、^{したや}本郷、下谷、^{うしごめ}小石川、牛込、四谷、赤坂、麻布及び芝までを含んでいた。なお、同絵図は、市街整備に役立っただけではなく、14年ののち、江戸の^{きょうじ}経師加兵衛が測量図として有名な『寛文図』（図3-3）を板行した、その原型にもなったものであった。

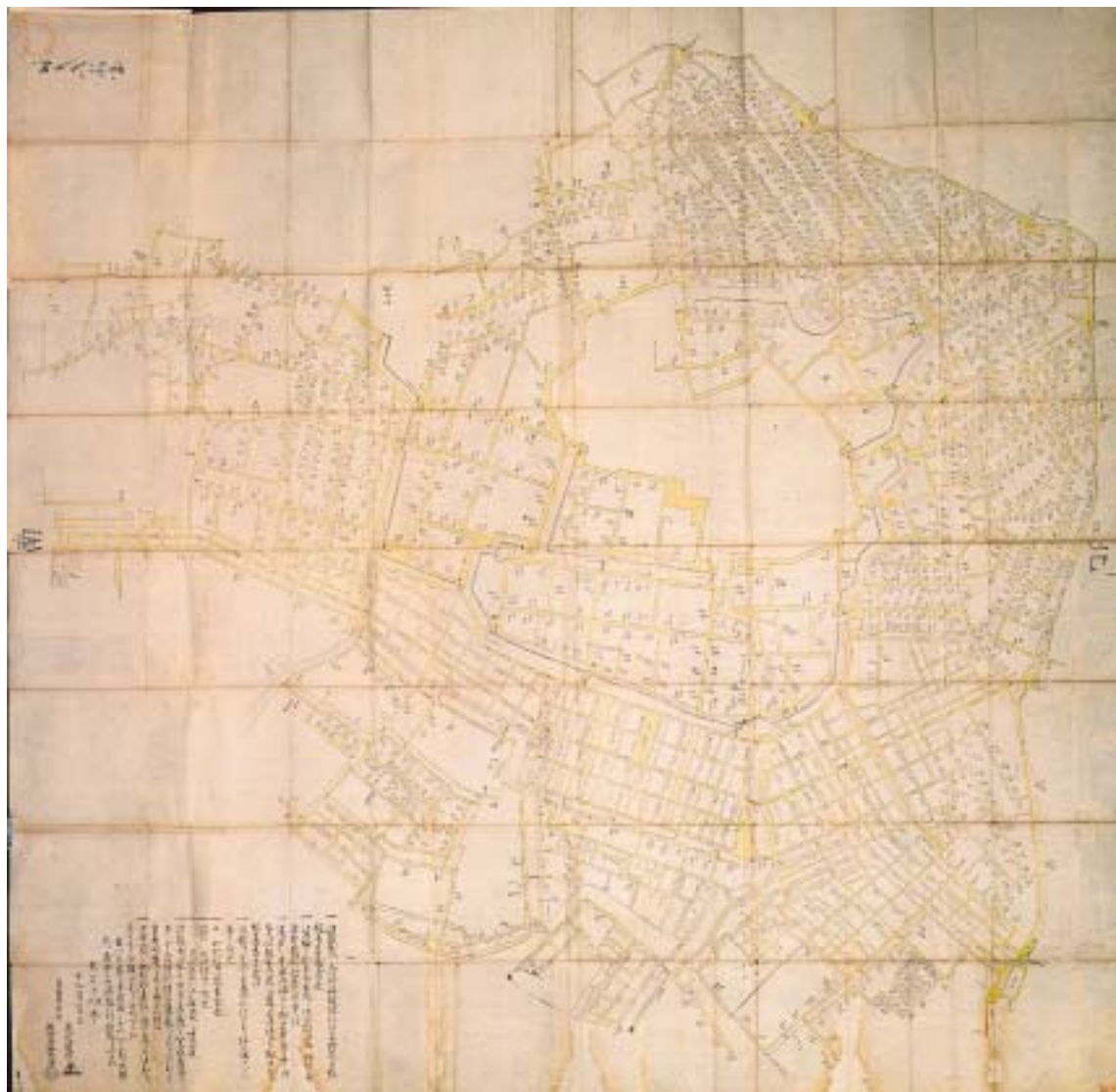


図3-3 新板江戸大絵図（寛文10年、東京都立中央図書館所蔵）

江戸城の再建 江戸の中心を占める江戸城の再建は、諸大名に普請役を命じ、1万石につき100名の人夫を出させて、石垣工事から開始した。それが完了すると、本丸御殿の造営にとりかかった。御殿の普請役は宇和島藩の伊達宗利ら10大名に賦課され、役夫は1万石あたり50名であった。万治2年（1659）8月にはすべて終了した。被災前とのちがいは、表と大奥をつなぐ御鈴廊下^{おすずろうか}が2本になったことぐらいで、危急のばあい、大奥の女中たちの避難を容易にするためであった。建物の規模や部屋の配置などの基本構造は、幕末にいたるまで、大きな変化はなかった。総工費は93万4,307両余、消費した人夫の飯米は6万7,893石余であったという。

武家屋敷の再建と移動 武家屋敷については、それまで江戸城内にあった親藩^{しんぱん}の御三家（尾張、紀伊及び水戸の徳川家）の藩邸を城外に移転させ、跡地は吹上の庭として、馬場や薬園などを設け、延焼防止帯とした。尾張と紀伊の両徳川家は麴町に、水戸徳川家は小石川に屋敷地を拝領した。龍ノ口内^{たつのくち}、竹橋内^{たけはし}、常盤橋内、代官町及び雉子橋内^{きじばし}にあった大名屋敷を城外に移転させ、跡地は空地を十分にもった幕府御用地とした。具体的には、龍ノ口の上屋敷を接收された加賀藩前田家では、本郷の屋敷を上屋敷として使用した。土岐頼行と本多利長には仙台藩伊達家の中屋敷^{なかやしき}を与えた。伊達家はそのかわり麻布に屋敷地を拝領した。このように、武家屋敷の移動は、連鎖反応式に拡大していったのである。万治元年（1658）以後、諸大名へ火災時の避難所として麻布、白金^{しろがね}、品川などに下屋敷^{しもやしき}を下賜していった。下屋敷を下賜されない大名と旗本は、農地を購入して抱屋敷とし、避難所を確保した。

大火後、このように大名の屋敷割は、かつてない規模で行なわれた。幕府は、屋敷を所持していない旗本や御家人にも賜邸する方針をとったために、羅災の有無にかかわらず大規模な屋敷移動が実施されたのである。確認される対象人員は、寛文元年（1661）までの5年間で、じつに1,308人にのぼった。なお、大火前から行なわれていた小石川、小日向、牛込、赤坂、木挽町^{こびきちょう}などの築地^{ついで}も完成し、この年だけでも247名以上の御家人が、埋め立て地に移住していた。一方、江戸城の警護などを務めていた大番衆80名は、市谷に邸地を与えられた。



写真 3-1 堀内に廃棄された瓦

(飯田町遺跡、千代田区飯田町遺跡調査会、2001、13 頁)

このように大火後の屋敷替は、芝、麻布、赤坂、市谷、小日向、小石川、浅草、木挽町から本所にまで展開し、これを骨格として江戸市中の拡大が達成されていったのである。

ところで、大火前、豪華を競った大名屋敷は、倭約令の影響ですっかり地味な造りに変わってしまった。屋根を瓦ぶきにすることさえ、万治3年(1660)にやっと許可になったほどであった。『落穂集』によれば、麴町あたりの武家の住宅も周囲は竹やぶでかこまれ、小さな門のなかに茅ぶきの住居や長屋が見えるといった、みすぼらしいたたずまいであったという。

寺社の移動 大火後、城内への延焼を防ぐため、幕府は郭内に残っていた寺院を外堀の先か新開地に移す方針を定めた。そこで、まず馬喰町^{ばくろちょう}、神田、八丁堀などの寺院がおもに浅草に転出させられた。これらのほとんどは罹災していたから、移動は円滑に行なわれたようである。具体的には、山王権現は三宅坂から赤坂へ、西本願寺は日本橋横山町から築地へ、東本願寺は神田明神下から浅草へ、吉祥寺は水道橋から駒込へというように、周辺地域へ移転させられた。そして、江戸市街の周辺部である三田、芝、赤坂、牛込、四谷、浅草、谷中^{やなか}、下谷、本所などに寺町が成立した。

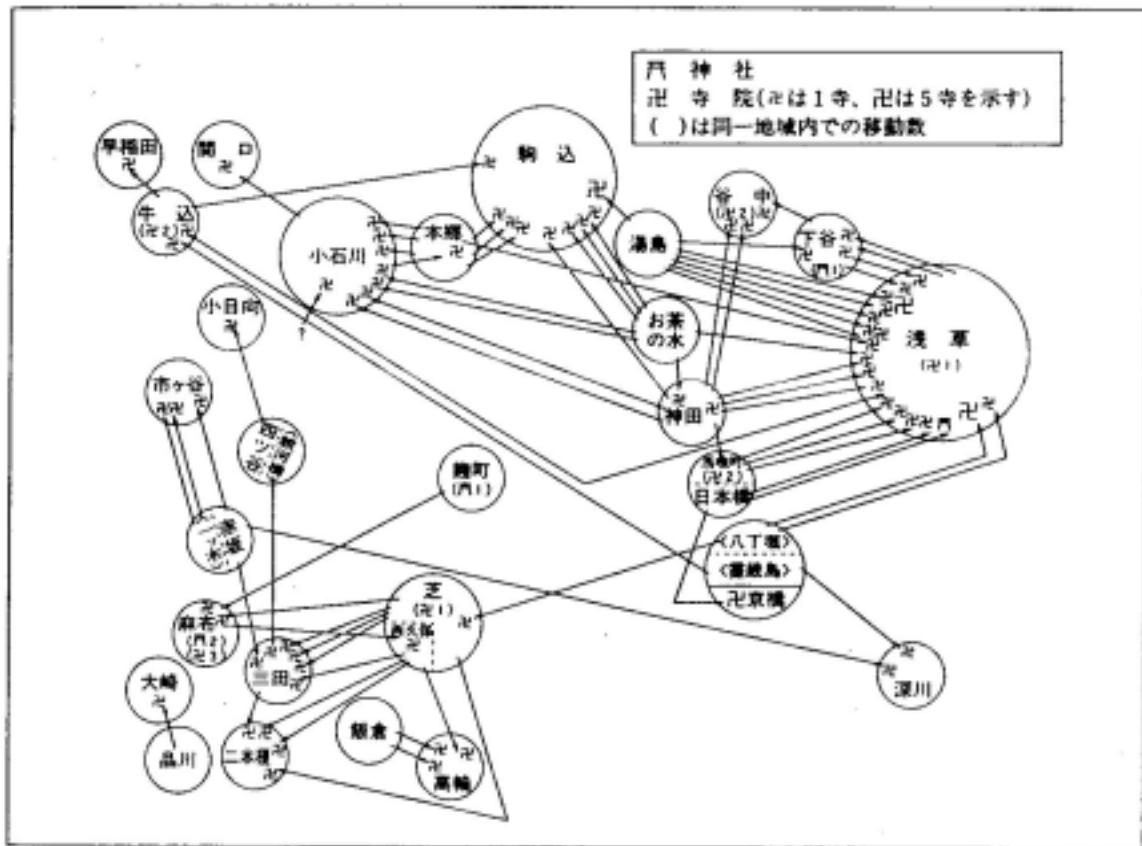


図 3-4 寺社移転地

(黒木喬「『明暦の大火』前後における寺社および町屋の移動」、『地方史研究』 第 161 号、1985)

町人地の移動 武家屋敷や寺社の移転に伴い、門前の町屋も^{れいがんじま}霊岸島、築地、本所などへ移転させられた。吉祥寺門前は、寺は駒込へ移転したが、門前の住民は^{いつかいちかいどう}五日市街道沿いの多摩郡野方領に移住させられ、吉祥寺村を開発した。

こうした武家屋敷や寺社や町屋の移転に伴って、移転先確保のために市街地があらたに造成された。焼土を利用して赤坂、牛込及び小石川の沼地の埋立て、赤坂の溜池の一部埋立て、並びに木挽町東側の海浜の埋立てが行われて築地となった。また、本所と深川一帯が旗本屋敷と町屋の用地として開発され、万治2年(1659)には隅田川に両国橋(はじめ大橋といったが、のちに武蔵^{しもうさ}下総との両国にまたがることから両国橋と改名された)が架橋された。これ以外にも隣接農村では、武家屋敷化や町屋化が進行していき、江戸はその範囲を拡大していった。たとえば、正保年間から慶安年間(1644~51)、小石川村はほとんどが農地であったが、寺社地や、元禄年間(1688~1704)に

は武家町である音羽町などが町屋にかわり、吉原遊郭は^{あさくさたんぼ}浅草田圃（新吉原）へ移転させられた。

道路の拡張 大火後、さまざまな防災への試みが実行に移された。第一は、道路をひろげるために^{ひさし}庇を除去したことである。庇は道路の両側の商家から、京間 1 間（約 1.97m）づつ突き出して道をせばめていたからである。道が広くなれば火災の際に避難が容易になり、延焼を防ぐことも可能になる。そこで幕府は明暦 3 年(1657)4 月から 9 月にかけて^{ひさしき}庇切りの町触れを出した。ただ河岸通りだけは、従来のままの庇が認められた。ここは荷物の揚げおろしや商品の取り扱い上、必要があったからであろう。一般に許されたのは、3 尺（約 0.9m）の支柱のない釣り庇であった。

当時定められた道路の幅は、日本橋通りと^{とおりまち}通 町筋が田舎間 10 間（約 18.2m）、本町通りが京間 7 間（約 13.8m）で、ほかの道は、京間で 5 間（約 9.85m）から 6 間（約 11.8m）までのものが多かった。

火除土手、広小路、火除地などの設置 防火施設としては、広小路や火除地が設置された。火除地とは、市中に明地や土手を設けて、延焼を防止するためのものである。江戸の大火は南北方向に延焼するので、この延焼方向と直角をなすようにほぼ東西に設けられ、江戸城北部から西北部に集中して配置された。

江戸市中には、2 本の火除土手が築かれた。ひとつは、^{かんだしろがねちょう}神田銀町 7 町の町人を移転させ、浅草^{みつげ}見附に至るあいだに 1/4 里(約 1 km)の土手を築いて火除土手とした。もうひとつは、日本橋四日市に日本橋川にそって 40 間（72.5m）の火除土手がつくられた。ともに高さ 4 間（7.2m）の土手で、松が植えられていた。この工事のため、多くの町家が霊岸島に移転させられた。

火除明地としては上野広小路、中橋広小路などが新設された。なお、筋違橋門内にあった神田連雀町は、橋を火災から守るために火除明地とされ、住民は多摩郡野方領に移住させられ、連雀新田（三鷹市）を開発した。中橋、長崎町及び大工町の広小路は、大火後、最初に造られたものである。のち、府内各所に広小路や火除地の広場が設けられ、日本橋川に沿って延びている火除土手の南側には、西に狭く東に広い長三角形の四日市広小路が完成した。

お茶の水火除地の北西の谷あいには湯島広小路があり、その北部は苗木山という^{うえだめ}植溜になっていた。植溜は樹木などの栽培場であるが、その緑地が火事や地震の際の避難場所にもなった。両国橋の東西に設けられた両国広小路の西側にも、植溜がつくられていた。そのほか、代官町の米蔵付近や、江戸城の各門や各見付の内外に広場が造られ、これらの広小路には、商売物などを置くことは固く禁止された。

河岸通りも火災時に避難通路となるため、幕府は管理に注意をはらった。すでに大火前から材木、

竹及び薪類の積み方を規制し、小屋、雪隠^{せっちん}などの建築はゴミが出やすいので禁止し、橋の上やたもとでの商売も許さなかった。大火後、時間がたつにしたがってこれらの禁令が守られないため、いくども町触で注意を促さねばならなかった。

耐火建築 一方、万治3年(1660)1月には、火災で焼け出された人々が小屋を造る場合は茅葺^{かやぶ}き、藁葺^{わらぶ}き、柿葺^{こけらぶ}きなどの燃えやすい素材を禁止し、塗屋^{ぬりや}や蛸殻葺^{かきがらぶ}きなどの耐火建築を推奨する町触が発令されている。また、大火のさい、瓦が落下して多数の怪我人が出たという理由で、町家の屋根に瓦をおくことを禁止した。当時、瓦屋根が許可されていたのは倉庫だけであった。茅ぶきや藁ぶきの屋根は、土をぬらないと防火の役には立たないので、幕府は再三にわたって、土で屋根をぬるように通達した。寛文元年(1661)には、新規に藁ぶきや茅ぶきの家を建てることを禁じ、今後は板ぶきにするようにとの触を出した。しかし、江戸で本格的な防火建築の導入が検討されるのは、土蔵^{どぞう}・塗屋造りの普及が推進された享保5年(1720)まで待たなければならなかったのである。

回向院^{えこういん}の創建 明暦の大火後、幕府は、寺社奉行を芝の増上寺^{ぞうじょうじ}に派遣して、大火犠牲者の法要を営むことを命じ、その費用として300両を下賜した。江戸幕府の正史である『徳川実紀^{とくがわじつき}』によれば、明暦3年(1657)1月24日、その増上寺に代参した、4代将軍家綱の後見人をつとめていた保科正之^{ほしなまさゆき}が、道端に放置されたままの犠牲者の姿に心を痛め(大火後の町方では、多くの死体が放置されたままであった)、幕府の老臣たちとはかつて本所牛島新田^{ほんじょうしじましんでん}(現在の東京都墨田区両国)の地を選び、市中の死骸を集めて埋葬と供養を行わせたという。死体埋葬地は、50間(92メートル)四方と定められ、その上に漏沢園^{ろうたくえん}(無縁塚)を築き、寺社奉行松平勝隆は、2月26日から、増上寺の23世遵誉貴屋^{じゅんよきおく}に7日間の千部経供養の法事を盛大に実施させた。埋葬塚の上には金銅の阿弥陀如来像が安置され、その後、念仏堂や庫裏が完成した。埋葬者の宗派が区々であったので、最初、諸宗山回向院無縁寺と称したが、のちに増上寺の末に組み込まれて、山号を国豊山^{こくほうざん}と改めた。また、回向院には、毎月18日、19日の両日、江戸市中から老若男女が参詣し、声をあげて念仏を唱える光景がよく見られるようになった。

その後、遵誉貴屋は、回向院の住職に小石川智香寺2世の信誉貞存^{しんよていぞん}を指名し、貞存は開山となった。貞存は、はじめは武士であったが、のちに道心者となった経歴の持ち主であり、まだ牛島に大火による死体が積んであったころ、こも張りの小屋をしつらえて、昼夜、鉦を鳴らしながら念仏を唱えていたという。

なお、境内は、拝領地で5111坪余。天和2年(1683)と元禄16年(1703)の2度にわたり

火災で本堂以下を焼失。元禄 16 年(1703)の火災では本尊が溶けたため、宝永 2 年（1705）新たに本尊が造立された。

近代に入ってから、1923 年（大正 12）の関東大震災による火災で境内の堂宇は灰燼に帰し、その後再建されたものの 1945 年（昭和 20）の東京大空襲により再び焼失、第二次世界大戦後再建された。宝永 2 年造立の銅造阿弥陀如来坐像、延宝 3 年（1675）頃に信譽により建立された石造明暦大火横死者等供養塔は、都指定文化財である（写真 3-2 参照）。その銘文は、次の通りである。

壹万日数 三界万靈六親眷属七世父母

奉回向明暦三丁酉孟春 為焚焼溺水諸聖靈等贈進仏果

別時念仏 蠢蠢群生有情悉皆成仏

大意は、大火で焼死ないし溺死した人々が、この三界の全ての精霊、父方・母方の身内、七世代にわたる祖先とともに極楽往生の仏果を得られんことを、日にちを限って行う念仏一万日をもって修す、というものである。

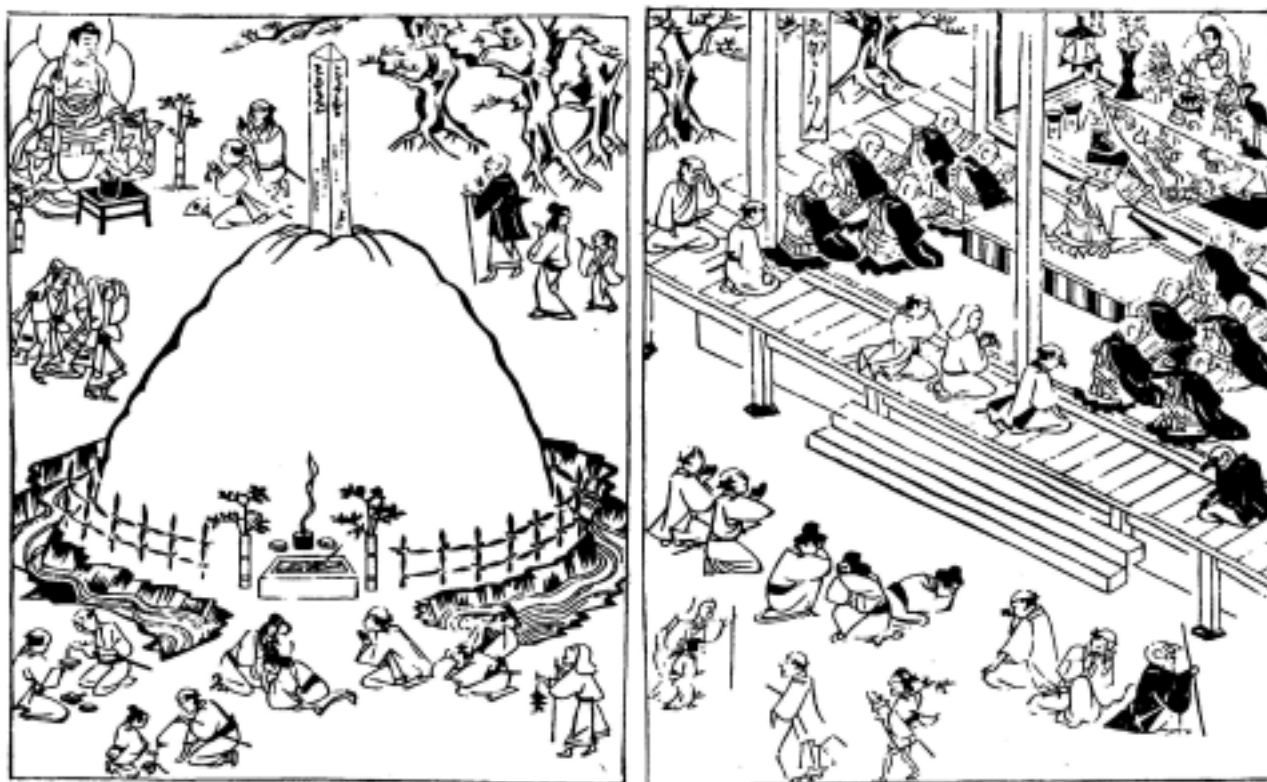


図 3-5 回向院の供養の場面

（『むさしあぶみ』日本随筆大成 第 3 期 6、吉川弘文館、1977、400～401 頁）



写真 3-2 供養塔の写真（内閣府撮影）

第3節 消防体制の改善

定火消^{じょうびけし}の設置 大火の翌年にあたる万治元年(1658)9月、定火消が設置された。無役の旗本秋山正房、町野幸宣、近藤用将及び内藤正吉の4名が、「江戸中定火之番」すなわち定火消役を命じられたのである。火消人足を抱えるための役^{やく}料^{りょう}として300人扶持(1人扶持は1日あたり5合を基礎とする月俸1斗5升、年1石8斗に該当)を与えられ、それぞれに与力6名と同心30名を従えることとなった。さらに、役屋敷の普請費用として銀100貫目ずつ与えられ、秋山が御茶ノ水上、町野が小石川^{でんづういん}伝通院前(のち小川町)、近藤が麴町半蔵門外、内藤が飯田町に火消屋敷を設置した。これらの火消屋敷がすべて江戸城北西部に置かれていたのは、江戸の火災が北西の季節風の激しく吹く冬季に多発していたことと関係している。この地域から出火した場合、江戸全域が風下となり大火に発展する危険が大きく、殊に江戸城が危険に晒されることとなるのである。

定火消の性格 さて、定火消任命直後、彼らに対して次のように申し渡されている。

- ・ 鉄砲は公儀より下されるので、御弓鉄砲の与力は足軽同様に鉄砲を撃たせること。
- ・ 近藤、町野、内藤及び秋山の4名は、火の番を2名ずつ隔番で勤めること。
- ・ 屋敷内に与力・同心を置くこと。
- ・ 火消しの道具は公儀から下されるものを使うこと。
- ・ 火消し道具を持ち出す人足らは、300人扶持の範囲内で召し抱えること。
- ・ 火消屋敷内に、妻子を置くこと。
- ・ 与力・同心は、人品確かで妻子のない者を召し抱えること。但し10月までに召し抱えること。
- ・ 公儀から樽木が下されるので、それで家屋を造ること。

このように、定火消は警火や消火だけでなく、火事場の治安維持にもあたることになっており、鉄砲の所持および演習も認められていた。幕府の、定火消に対する期待の大きさがうかがわれよう。

定火消の変遷 翌万治2年(1659)8月、新たに水野守政と永井十左衛門の2名が定火消に任命された。水野には駿河台に、永井には鼠穴に火消屋敷が与えられ、翌3年11月には、山口重直が八代洲河岸に、内藤頼定が代官町に火消屋敷を与えられ、定火消に加わった。さらに、寛文2年(1662)4月、駿河台土手に蒔田定行が、市谷佐内坂に堀田一輝が火消屋敷を与えられ、合計10組編成となった。その後、元禄8年(1695)1月に松平勝以が神楽坂上に、坪内定重が赤坂御門外に、内藤正

表 3-1 火消屋敷の変遷

万治元年(1658)	万治 2 年(1659)	万治 3 年(1660)
御茶ノ水上 伝通院前（のち小川町） 麴町半蔵門外 飯田町	御茶ノ水上 伝通院前（のち小川町） 麴町半蔵門外 飯田町 駿河台 鼠穴	御茶ノ水上 伝通院前（のち小川町） 麴町半蔵門外 飯田町 駿河台 鼠穴 八代洲河岸 代官町

寛文 2 年(1662)	元禄 8 年(1695)	宝永元年(1704)
御茶ノ水上 伝通院前（のち小川町） 麴町半蔵門外 飯田町 駿河台 鼠穴 八代洲河岸 代官町 駿河台土手 市谷佐内坂	御茶ノ水上 伝通院前（のち小川町） 麴町半蔵門外 飯田町 駿河台 鼠穴 八代洲河岸 代官町 駿河台土手 市谷佐内坂 神楽坂上 赤坂御門外 溜池上 幸橋外（のち四谷御門） 浜町	御茶ノ水上 伝通院前（のち小川町） 麴町半蔵門外 飯田町 駿河台 八代洲河岸 市谷佐内坂 赤坂御門外 溜池上 幸橋外（のち四谷御門）

（『東京市史稿』市街篇第 7 巻より作成）

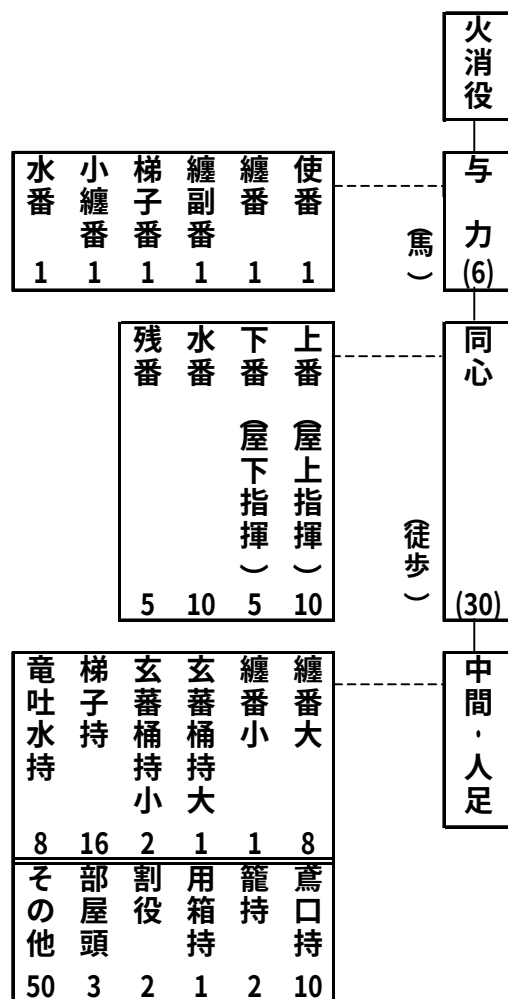
信が溜池上に、戸田重利が幸橋外（のち四谷御門）に、関久盛が浜町に火消屋敷を与えられ、定火消は計 15 組に増設されている。



図 3-6 火消屋敷の火の見櫓
（『鎮火安心図巻』部分、国立国会図書館所蔵）

しかし、宝永元年(1704)10 月、駿河台土手、代官町、浜町、鼠穴及び神楽坂の定火消 5 組が廃止され、新たに八王子千人同心に対し江戸火消を命じた。ところが、千人同心は負担に耐えきれずほどなく江戸火消を免除されることとなるので、定火消は残る 10 組で幕末まで活動を行うこととなる。そのため、定火消は「十人火消」とも呼ばれたのである。

定火消の構成 火消屋敷は約 3000 坪ほどの広さを持ち、高さ 3 丈（約 9.1m）の火の見櫓が設置されていた。そこには太鼓と半鐘が備え付けられ、常時 2 名の同心が見張りを続けていた。火災が発生したら、^{まといもち}纏持を先頭に騎馬の定火消役と与力に続き、同心と^{たかはりちょうちん}高張提灯、^{はしご}梯子、^{りゅうどすい}龍吐水、^{さすまた}刺股、^{げんぼおけ}玄蕃桶、^{とびぐち}鳶口などを持った人足らが現場に向かった。しかし、定火消の出動範囲は、札の辻、麻布、青山、権田原、四谷、大久保、市谷、牛込、小日向、小石川、本郷、谷中、下谷、浅草、八丁堀、深川、本所及び北本所に限られており、各組は自らの火の見櫓を中心に 8 町(約 873m)以内で火災が発生した場合に出動していたのである。



＊後に、人足の人数は 300 人に増員された

図 3-7 定火消の組織

(黒木喬『江戸の火事 江戸時代史叢書 4』、同成社、47 頁をもとに作成)

さて、定火消役配下の 6 名の与力^{つかいばん}は使^{まといばん}番、纏番、纏副番、梯子番、小纏番及び水番が各 1 名ずつ、30 名の同心は屋上指揮の上番が 10 名、屋下指揮の下番が 5 名、水番が 10 名、残番という構成である。さらに、約 100 名の中^{ちゅうげん}間や人足らが纏番や鳶口持などを勤めており、定火消は大部隊であった。この中で最も活躍をしていたのは、臥煙^{がえん} (図 3-8) である。臥煙は真冬でも法被^{はっぴ}一枚、時には下帯一枚に白足袋姿で駆け回り、全身に施した彫り物を自慢にしていた。火災のない時の臥煙たちは、火消屋敷の大部屋で過ごす、博奕や喧嘩などのトラブルをしばしば起こしていた。また、商家を回って銭^{ぜに}緝^{さし} (銭を通す紐) の押し売りを行い、買わなかった家を火災に乗じて破壊するなどの不法行為も行っており、決して評判のよい存在ではなかった。



図 3-8 臥煙（『鎮火安心図巻』部分、国立国会図書館所蔵）

なお、定火消は安政 2 年(1855)には 2 組、慶応 2 年(1866)には 4 組が廃止され、さらに翌 3 年にはわずか 1 組 128 名のみの体制となった。これは、幕府財政の悪化に加え、しばしばトラブルをおこしていた定火消の出動範囲が、文政 11 年(1828)以降郭内の火災に限られてしまい、その存在感が希薄になったこと、そして、逆に町火消の活躍が拡大したため、幕末期における定火消は、実質的に形骸化してしまったためである。



図 3-9 定火消の出動（『鎮火安心図巻』部分、国立国会図書館所蔵）

町人の活躍 一方、万治元年(1658)8 月、次のような町触が出た。

- ・ 火消人足はその町の日印をつけ、羽織に町名を染め入れ、月行事も羽織でも何でも日印になる

物を身につけ出動すること。

- ・ 日ごろから手桶、熊手、鳶口（写真 3-3）を用意すること、もし、火災が発生したら残らず火元へ駆け付けること。

すなわち、慶安元年(1648)に発足していたいわゆる「駄付火消」を有効に活用しようというものであった。しかし、こうした動きの中、自主的に防火体制を確立させていた町々があった。同じく 8 月、南伝馬町三ヵ町、南槇木町、桶町、鍛冶町、昼町、五郎兵衛町、北紺屋町、大鋸町、塗師町、鞆町、材木町六丁目から八丁目まで、鈴木町、稲葉町、具足町、柳町、炭町などの町々が、各々 6 名から 17 名ほどの人足を用意し、籠手桶、熊手、鳶口及びしるし持ちを分担させ消火にあたる、合計 167 名の人足からなる組織を発足させたのである。



写真 3-3 鳶口（東京消防庁消防博物館所蔵）

この組織では、各町の状況に応じて人足を雇い、人足には各町のマークの描かれた小旗を持たせ、同じマークのついた袖なし羽織を着用させていた。そして、人足が消火活動に参加しなかった場合には一人につき銭 1 貫文ずつの過料が科せられ、店借の者でも消火に非協力であれば町から追放するなどの取り決めがなされており、これらの町々では厳しい態度で自主防火に臨んでいたことがわかる。とはいえ、その完成度は必ずしも高かったとはいえない。江戸で町人たち自らが本格的に防災に取り組むようになるのは、町内のコミュニティが成熟し、自主的な防災組織である「^{たなびけし}店火消」の活躍した幕末まで待たなければならなかったのである。

防火体制の強化 さらに、10 月になると、

- ・ 火災が発生したら、早々に火元へ駆け集まること。
- ・ 近所で火災が発生した場合、人足を集めていると遅くなるので、人足が集まり次第一人ずつでも追々火元へ集め、消火にあたること。

- ・ 熱心に消火活動を行った町には褒美を与えるので、油断しないように、町々に組を設置し、遠方の火災の場合はその場所へ駆け集まり、火の粉を消すこと
- ・ 火消衆の到着以前に出動すること。
- ・ 万事、町奉行所与力の指図に従うこと。

という町触が発せられている。そして、次のように集合場所が定められた。

	地 域	南から出火の際の集合場所	北から出火の際の集合場所
1	日本橋から中橋までの町	中橋通	日本橋通
2	日本橋から銀町南側までの町	日本橋舟町鞆町裏河岸通	銀町土手通
3	銀町土手から連雀町、柳原町までの町	銀町土手通	連雀町、柳原町通
4	神田旅籠町、湯島、本郷、佐久間町通、浅草旅籠町までの町	浅草橋、佐久間町、筋違橋通	
5	飯田町、市谷、船河原町、麴町、四谷伝馬町、赤坂伝馬町および本赤坂	初めから火元へ集合	

これらの地域は、1 から 3 までが外堀の内側、4 がその外側、5 は基本的に武家地であるが、出動体制の違いは明らかである。古町を中心とした 1 から 3 までの地域は、先述の南伝馬町ほかの町々により組織されていた自主防火体制と同様のものが、おそらくすでに敷かれており、統制の取れた動きが期待されていたのであろう。一方、4 と 5 の町々はいわば新興地域であり、また、地主の経済力も 1 から 3 までの地域の地主に比べると劣っていたと考えられるため、組織力や結束力も弱かったと思われる。したがって、これらの町々の人足については統制の取れた活動をさせる以前に、まず集合させることが最大の課題であったと推測できよう。5 の地域に定火消が置かれた理由のひとつは、こうした事情への配慮であったとも考えられる。

以上のように、明暦大火を契機として、幕府と町奉行所では定火消を設置し、駄付火消の消火及び防火体制を強化する一方、町人たちの間にも自主防火組織が発足する。しかし、結局この大火により都市として江戸は拡大することとなり、こうした防火体制もその機能を十分果たすことはできなかったのである。

第4節 生活の変化

治安維持の強化 この大火を受けて、明暦3年(1657)2月には「御弓鉄砲御預りの面々」が辻々の警護にあたり、住民の不用意な外出も禁じられた。また、「火事場で金銀諸道具を拾った際には即刻町奉行所へ持参し、もし隠した物が余所から発見された場合には罪になる」という町触も出されている。なお、これと同様の触は、万治2年(1659)8月にも出されている。すなわち、大火後しばらくの間、火事場泥棒が横行していたのである。

さらに、明暦3年(1657)3月、町奉行所では、

- ・「今回焼失した町々に、仮にでも竹虎落（先端を斜めに削いだ竹を筋違いに組み合わせ、縄でつなぎ、結び固めて柵としたもの）で門を設置し、夜番を置き、通行人が通ったら行き先を確認し町送りにし、五ツ（午後8時）になったら大門を閉め、潜り戸から通行人を通行させること。
- ・もし不審者がいた場合には調べること。
- ・番の者は寝ずに町々を時々巡り、火の用心を触れ回り、少も油断しないこと。

という町触を出している。つまり、町内の治安を守るため門を置き、夜間の通行人を監視し、火の用心を敢行する体制がとられたのである。町奉行所が、治安の悪化や放火犯を警戒していたことがわかる。

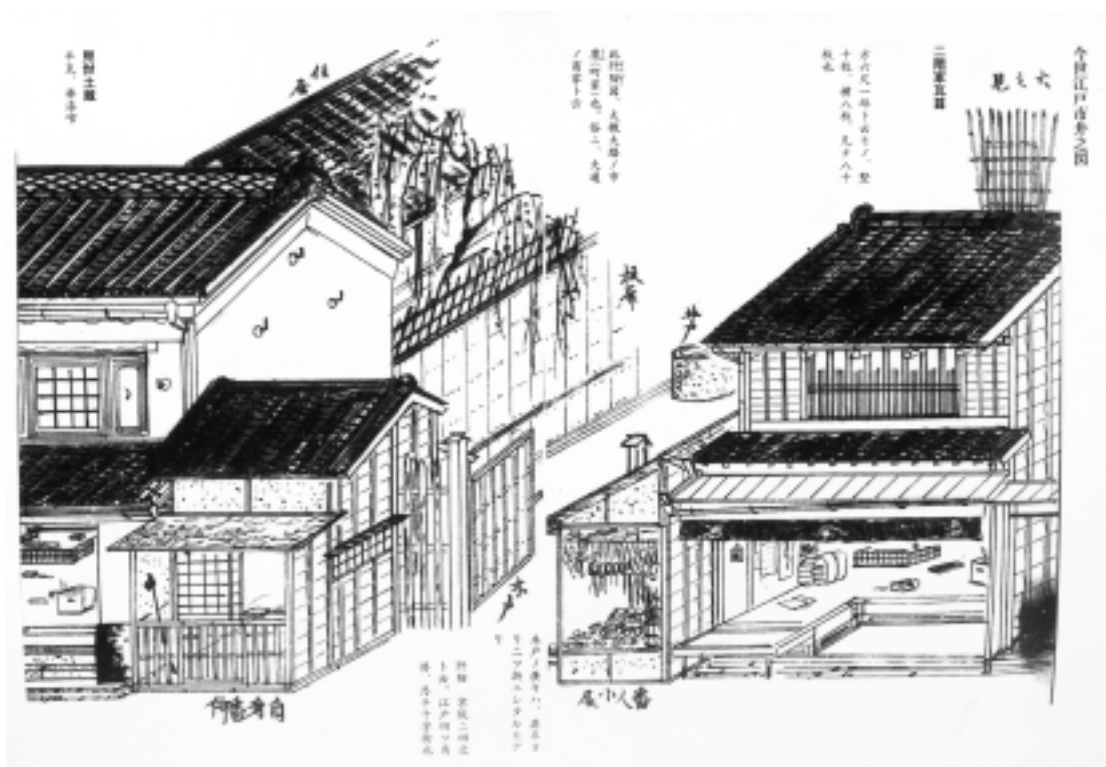


図 3-10 町の木戸（高橋雅夫編著『守貞漫稿図版集成』、雄山閣、2002、15 頁）

辻番の登場 また、火災の恐怖に乗じて詐欺商法も横行する。ほおかむりをし、頭巾をかぶり、大きな巾着を身につけ、通常の僧侶とは異なる風体をした者が、万治2年(1659)7月18日に火災が発生するが札守を買えば被害を免れることができるとしてお札を売り歩き、取り締まりを受ける事件も発生している。

おそらく、こうした状況が関係したのであろう、万治2年(1659)3月に「辻番所御条目」が制定された。辻番とは、武家が設置する一種の警察機能を有する組織で、寛永6年(1629)2月に辻斬り防止の目的で置かれたものである。さて、この「条目」には、夜回りの強化や不審者の取り締まり実施のほか、「どこで火災が発生しても早々に町中へ知らせること」という一文も含まれている。ここからは、武家と町人を一体化し、江戸の治安維持に取り組もうとする幕府の意図がうかがわれよう。

ぬりたれ穴蔵 大火を目の当たりにした人々は、防火建築の建造に関心を寄せるようになった。万治元年(1658)8月、

- ・町中の河岸端へのぬりたれ穴蔵については、ご赦免のない所には作ることを堅く禁止。
- ・もしぬりたれ穴蔵を作り置くようなことがあれば、早々に壊すこと。
- ・たとえご赦免の上ぬりたれ穴蔵を作ったとしても、軒口の高さ三尺・四尺より高い蔵は壊し、作り直すこと。

という町触が出た。この町触によれば、この「ぬりたれ穴蔵」とは3尺から4尺、つまり90cmから121cmほどの高さを持っていたことになる。したがって、これは半地下式の倉庫であり、半地下式ゆえに設置許可が必要とされたと考えられる。しかし、これと同様の触が10月にも出されているため、普及が進み許可申請が不徹底であったことも確認できよう。

穴蔵の普及 穴蔵の普及も恐らくこの火災後のことと思われる。しかし、穴蔵の使用例はそれより古く、^{かんろじちかなが}甘露寺親長著『^{しんちょうきょうき}親長卿記』文明10年(1478)12月25日の条には、この夜発生した火災に際し、具足などを穴蔵に収納したという記述がある。つまり、すでに15世紀の京都では穴蔵が防火倉庫として利用されていたことが確認できるのである。また文政13年(1830)刊の『^{きゆうしゅうらん}嬉遊笑覧』にも、どの地域で作られたかは不明であるが、承応2年(1653)に「穴ぐらの みのとし祝ふ あしたかな」という句が詠まれていることが指摘されており、穴蔵使用の歴史の古さがうかがわれる。



図 3-11 穴蔵（『目黒行人坂絵巻』部分、国立国会図書館所蔵）

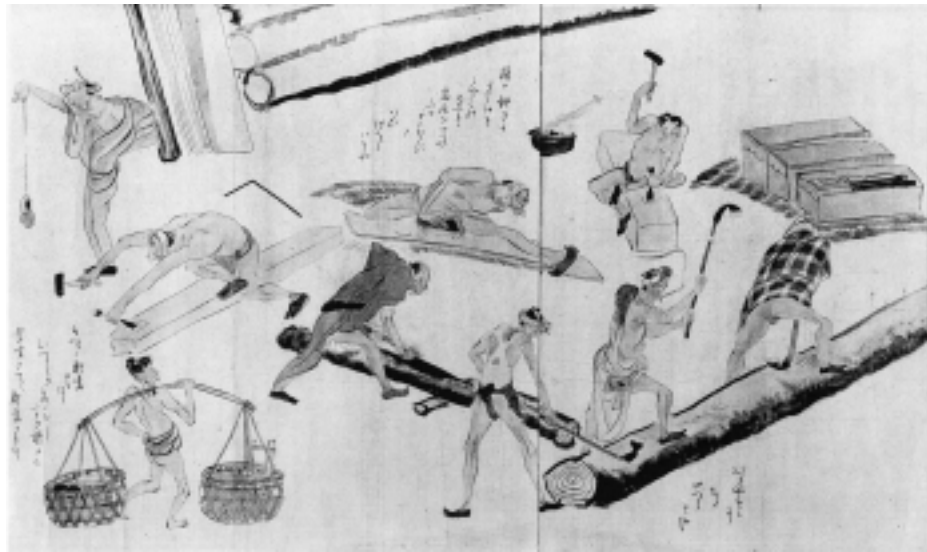
そして、江戸での普及時期については、加藤曳尾庵^{かとうえいびあん}が文化・文政期(1804～30)に表した『我衣^{わがころも}』では、日本橋本町二丁目の呉服商和泉屋九左衛門が明暦2年(1656)から穴蔵を防火倉庫として使用し始めたが、当時の人々はその防火効果を疑っていたところ、翌年の明暦の大火で九左衛門の穴蔵が重宝したのを目の当たりにし、世間に普及するようになったと記されている。また、亀岡宗山と杉田玄白の共著による『後見草^{あとみぐさ}』には、明暦の大火まで人々は穴蔵を知らず、車や長持に頼ったため諸道具が焼失した、という記述がみられるのである。一方、「榎本氏覚書」という成立年代および作者不詳の史料には、明暦4年(1658)の1月から2月にかけて火災が頻発したので、江戸市中では裏店住まいの者まで残らず穴蔵を作り、おおかた江戸の地面の十分の一は穴になった、と記されている。これらの記述から、江戸で穴蔵が普及し始めたのはやはり明暦大火が契機となっていたことを指摘できよう。



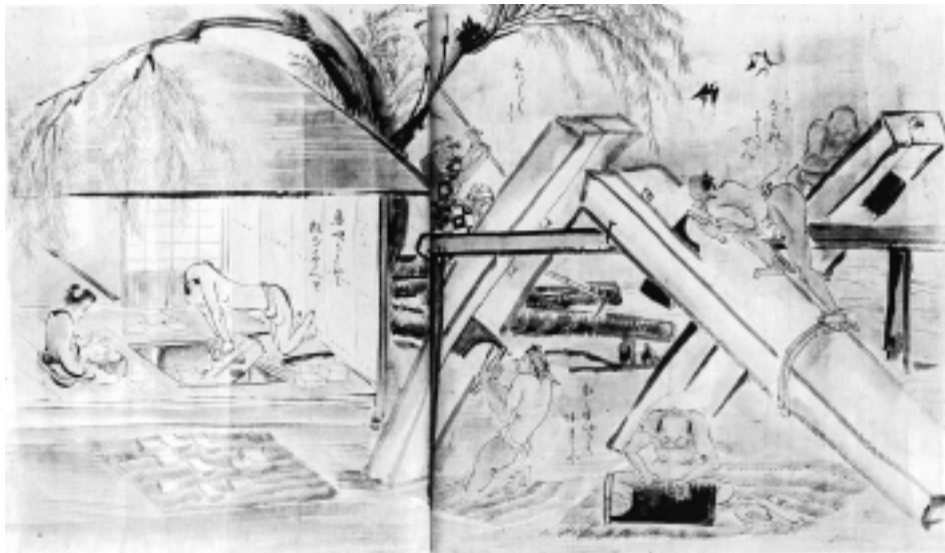
図 3-12 穴蔵（『鎮火安心図巻』部分、国立国会図書館所蔵）

物価・賃金の高騰 江戸では復興の進む中、物価の高騰が社会問題となっていた。とりわけ職人賃金の高騰は顕著で、明暦3年(1657)6月には「この度の火事以後、大工、木挽、屋根葺き、畳屋、石切、鍛冶屋（図 3-13①～⑥）、その他諸職人たちの手間料が大分値上がりしていると聞くが、火災直後という時節柄もあり、常々雇われの手間料より少しは良い金額となったがそれ以来高値が続き、作料の値段が決められて申し渡されたので、家持の者たちは言うに及ばず、店借の者ども迄もこれを遵守するよう嚴重に申し渡すこと」という町触が出ている。職人賃金の高騰が、物価全体を引き上げていたのである。

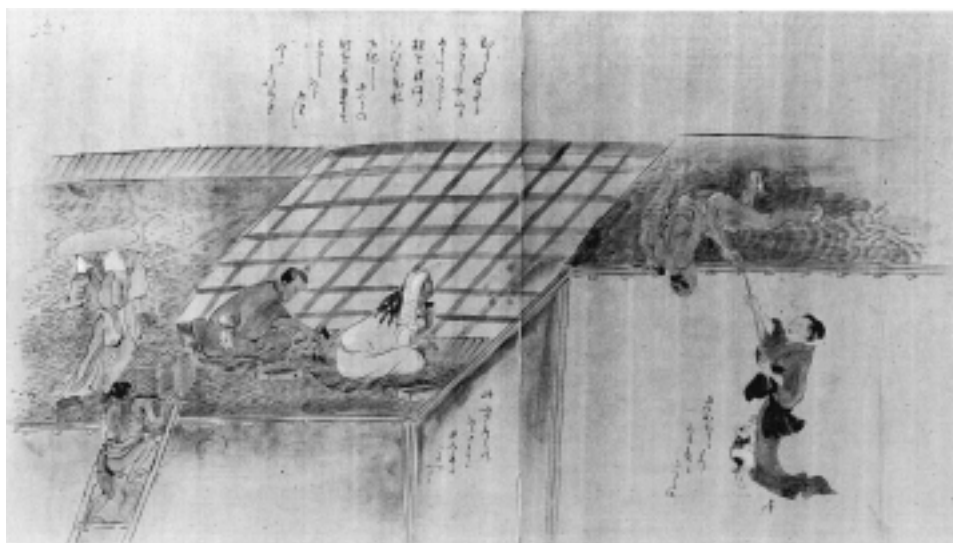
①



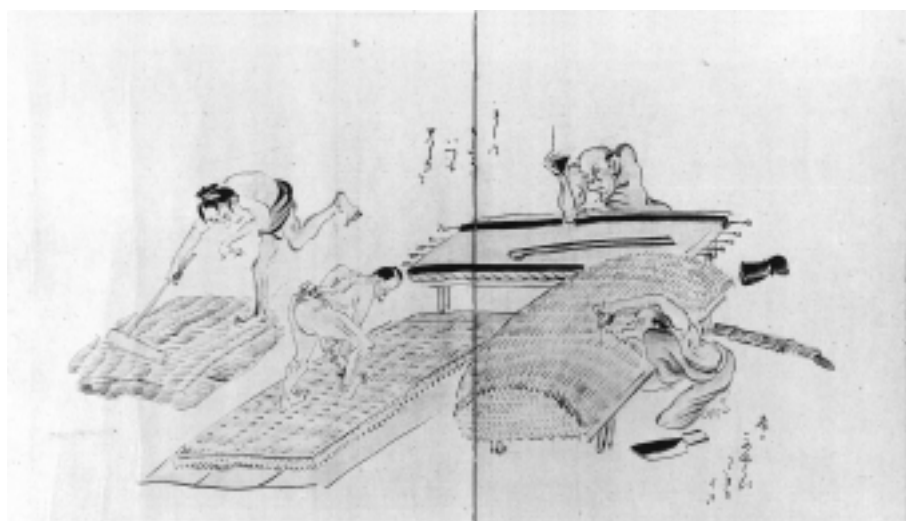
②



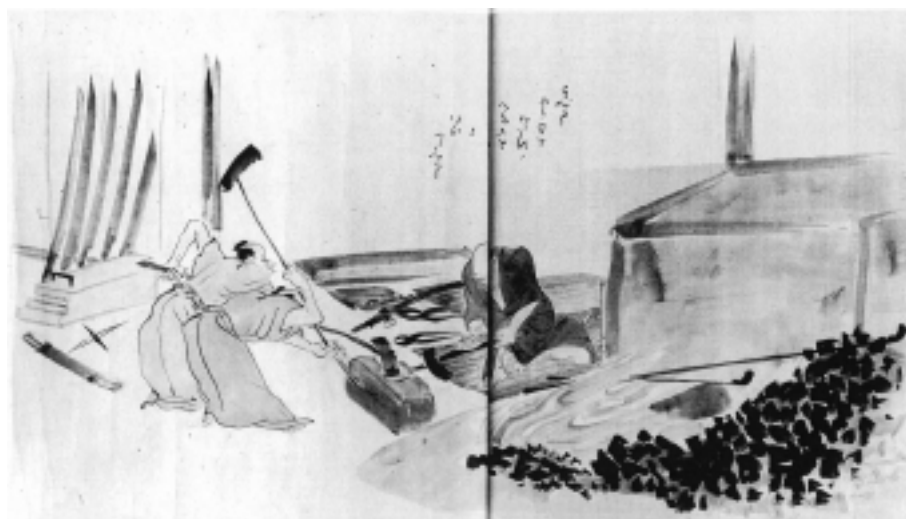
③



④



⑤



⑥

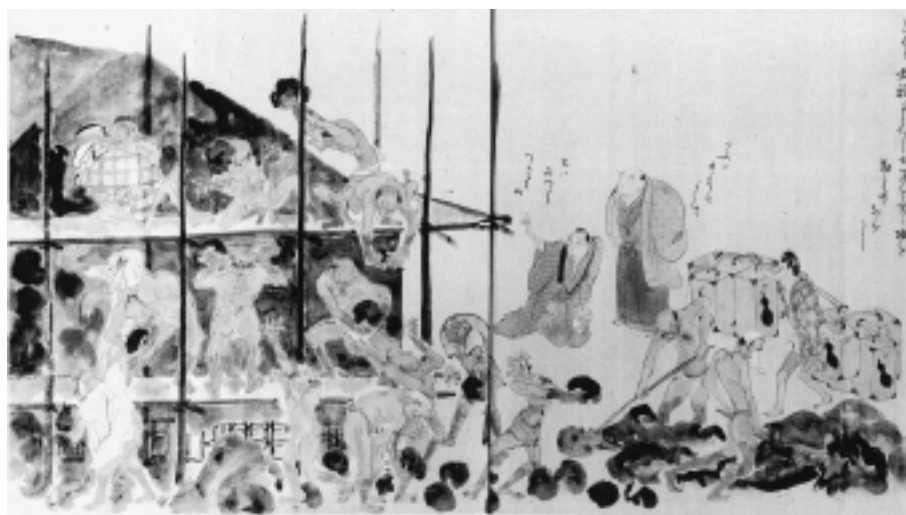


図 3-13 ①大工、②木挽、③屋根葺き、④畳屋、⑤鍛冶屋、⑥左官
（『江戸職人づくし』、岩崎美術社、1980）

また、この直後には日雇人足や鳶の者らの賃金高騰も指摘され、8月には以下のように賃金が公定されることとなった。

No	職 種	一人当たりの賃金	
1	上大工	銀3匁・飯米共	
2	上木挽	銀2匁・飯米共	
3	上屋根葺き	銀3匁・飯米共	
4	上壁塗	銀3匁・飯米共	
5	上石切	銀3匁・飯米共	
6	上畳刺し	銀3匁・飯米共	

このように、上級職人らは食費を含め銀2匁から3匁ほどに賃金が設定されたのである。時代は下るが、『文政年間漫録』によれば、文政期(1818～1829)の棒手振り一日の売上高は銭300文ほど、そこから翌日の商品を仕入れるための資金や食費を差し引くと銭100文程度しか残らなかったという。これは銀に換算すると約9分、つまり0.9匁となり、上記の職人賃金と単純に比較した場合、江戸時代の物価変動が少なかったことを考慮すれば、やはり職人らが好待遇であったことがわかる。なお、これらよりランクの下がる職人については、上級職人の賃金に照らし合わせて決めることとなった。

統制の強化 さらに、9月にも、大工、木挽、屋根葺き、石切、左官、畳屋その他諸職人が会所を定め、寄り合いを持ち、賃金を高額に申し合わせていると町奉行所は指摘、これを禁じる触を出している。しかし、なかなか徹底しなかったようで、明暦4年(1658)2月には、金1両で雇うことができる鳶の者を45人、普請道具を持っている日雇人足を65人、道具なしの日雇人足を70人に定めている。万治2年(1659)1月になると、同じく金1両で雇うことができる鳶職人を50人、普請道具を持っている日雇人足を70人、道具なしの日雇人足を75人と、賃金の低額化を進めている。

一方、物価安定化に向け町奉行所では商人の取り締まりを行っている。明暦3年(1657)9月の町触には、呉服屋、糸屋、綿屋、絹屋、紙屋、物の本屋、扇屋、両替屋、薬屋、材木屋、竹屋、釘屋、薪屋、米屋、酒屋、魚屋、革屋、石屋、塗物屋などの諸商人に対して、仲間を結成して新規に商人を加入させる際に高額の礼金を取ったり、振る舞いをさせたり、また、時として売り惜しみしている実態が指摘されている。当然これは物価の高騰につながる行為であり、そこで以後は申し合わせ

をしないよう申し付けているのである。

火災ゴミの処理 千代田区飯田町遺跡地点には、明暦の大火当時、姫路藩榊原家の上屋敷が置かれていた。この遺跡からは堀の跡が見つかったが、堀の底の方には焼けた土や炭化した木材、そして、高温のため赤く変色したり、変形した瓦などが大量に埋められていたのである。いうまでもなく、これらは明暦の大火によって排出されたゴミである。（写真 3-1 参照）

すでに明暦元年(1655)、江戸の町人に対しては、ゴミは川筋などへの不法投棄を禁じ永代島に捨てるように決められている。大火後の明暦 3 年(1657)9 月ないし 10 月から翌年 1 月にかけて、町中の大下水を浚い、ゴミを取り上げ、下水が滞りなく流れるようにせよという触が、相次いで出されている。さらに、7 月になると、^{かし}河岸通り（荷揚げなどに利用される河川の岸部分）の掃除が命じられ、船着き場に空き地を作り、ゴミを捨てておかないよう、厳命されている。しかし、江戸でゴミ処理の基本的なルールが決められるのは、寛文 5 年(1665)のことである。したがって、明暦の大火後のゴミの処理において、不法投棄も多かったのではないかと推測される。

以上のように、明暦大火によって、人々の生活にはさまざまな変化が生じることとなった。

第5節 災害情報の流布

記録類 さまざまなメディア媒体が火災後に発信した情報の内容や形態を概観すると、江戸時代における災害情報が、いかに長期間に渡って重要な役割を果たしてきたか、ということが見えてくる。さて、現代に伝わる明暦の大火に関する記録類を、その性格から三つに分類した場合、第1類として『^{げんゆういんでんごじき}厳有院殿御実紀』をはじめ、『明暦日記』、『明暦三年丁酉年日記』などの幕府の記録、第2類として『細川家記』や、『上杉年譜』、『伊達治家記録』などの外様大名邸の記録、第3類として『後見草』、『むさしあぶみ』、『^{ぶこう}武江年表』などの聞書もしくは体験、追憶の書があげられる。

第1類の記述は、1月18日の本郷丸山本妙寺出火から19日の小石川出火を含め、延焼などの被害状況や市井の様子が時間的経過のもとで詳細に書かれている。第2類の記述は、江戸での火災の様子を^{くにもと}国許に伝えている様子がうかがえる。『伊達治家記録』では伊達忠宗が1月21日に国許にいる原田甲斐守ら6名に対し、火災の様子を伝えている。また『細川家記』続編では、飛脚によって災害情報が伝達されていた経緯や被災者の安否を気遣う書簡を見ることができる。

そして、第3類の記述は、『武江年表』のように後年になって「過去の出来事」を回顧する意味合いから、他の記録を参考に書かれたものが多いが、大火の発生後から数年以内、すなわち人々の記憶にまで強く印象付けられている時期に明暦の大火を主題として書かれた『むさしあぶみ』や『後見草』の上巻に収録されている『亀岡宗山大火の記』のようなものもある。特に『むさしあぶみ』は仮名草紙の浅井了意が作者とされ、大火から4年後の万治4年(1661)に京都で初めて刊行された。全編において大火の記録性が高いと断言することはできないが、大火の惨状がリアルに書かれている。

これら三種の記録類を比較すると、第1類と第2類は火災状況を詳細に記録し、大火後早い段階で江戸と各藩間で「即時性」を持った情報のやり取りが飛脚を介して行われ、安否情報や火事見舞いのやり取りが行われていたことが判明する。一方、第3類は火災後数年の時間経過において、情報が「即時性」を持って伝達されることはなく、大火の惨状のみならず「振袖伝説」に代表されるようなエピソードが強調されるようになる。そうした意味においては、諸記録類も時代の流れとともにその社会的役割が変容しながら人々の間に伝達されたといってもよからう。

落首・落書 明暦の大火に関する落首・落書も、大火後メディア媒体として災害情報の伝達機能を持っていた。こうした江戸における落書文化の成立期は、数量だけではなくさまざまな形態によ

って表現されるようになった 17 世紀後半から 18 世紀初めまでと位置づけられている。

さて、矢島松軒が江戸期の落首・落書を収集、体系的に整理した『江戸時代^{らくしゅるいじゅう} 落書類聚』より明暦の大火に関する部分を見ると、さまざまな形で落首・落書が製作されたことがわかる。以下、その内のごく一例をあげることとする。

ゑとはひのと人の命を酉の年 柴垣こしでなんだこぼるゝ

まず、上の句に関して注目すると「ゑと」は「干支」と「江戸」を掛けていることがわかる。また、「ひのと」と「酉」は、この年が「丁酉」であることと、各々「火」と「（命を）取る」を掛けていることがわかる。次に下の句に関して注目すると「柴垣」という語が見受けられる。これは、大火の前に流行した「柴垣節」を示しており（第 2 章末の「振袖伝説」参照）、また、『寛明日記^{かんめい}』には、大火の焼死者の姿が柴垣節を踊っている姿が不思議と似ていたという記述もみられる。そこで「柴垣越しに涙がこぼれる」と詠まれたのである。このような落首が登場したのも、こうした「因縁」が人々にとって印象深いエピソードとして残ったためであろう。

古典のパロディー 一方、古典を元に作られた「パロディー」的性格を帯びた落書も製作されている。

なやきそといへども焼し武蔵野は 人もこまれり我もこまれり

まるやけにつれなくやけし我者の^{あかつち} 赤土ばかりうきものはなし

まず、前者は『伊勢物語』の「武蔵野はけふはなやきそ若草の妻もこまれり我もこまれり」、後者に関しては「百人一首」の「有明のつれなく見えし別れより暁ばかり憂きものはなし」という歌をそれぞれモチーフにパロディー化されている。つまり前者は、武蔵野の野焼き風景が、「焼いてはいけないといったのに焼けてしまい、他人も自分も困り果てている」という被災者の心情にすり替わり、後者は「有明」と「丸焼け」、「暁」と「赤土（＝焼土）」をシャレて、「薄情にも丸焼けとなった私の持ち物の中で、焼土ほどいとわしい物はない」と詠んでいるのである。こうした歌は高い教養を伴うため、一見流布しづらい落書ではあるが、落書という短いフレーズが「情報」として広範囲に流布する土壌の存在していたことは、否定できないであろう。

絵画 明暦の大火に関する絵画は数点残存しているが、これらもメディア媒体として見逃すことはできない。先に述べた『むさしあぶみ』（図 2-3 参照）でも大火の様子は挿絵として多数描かれている。物語という性格上、実際の様子をリアルタイムで描いたものではないが、貴賤を問わず炎から逃げ惑う人々の姿は克明に描かれており、文章の内容とあわせて大火の様子を相乗的に物語っ

ている。また田代幸春画による 図 3-14 は後年の文化 11 年(1814)に描かれた作品であるが、この画も炎が強調されて描かれており、火事のすさまじさを物語っている。



図 3-14 江戸火事図巻（田代幸春画、1814、東京都江戸東京博物館所蔵）

さて、明暦の大火は海外ではどのように伝えられたのであろうか。その一端を示す絵画資料が 図 3-15 および 図 3-16 である。図 3-15 は、火災直後に江戸参府をしたオランダ使節団員によって描かれたもので、江戸市中が焼け野原になった状況に、焼死した人々が多数倒れこんでいる様子を見ることができる。図 3-16 は、オランダの宣教師モンタヌスの著書『モンタヌス日本誌』（『東インド会社遣日使節紀行』）の挿絵に用いられた寛文 10 年(1670)製作の版画である。モンタヌスは来日の経験がなく、オランダ使節の見聞や 16 世紀イスパニア、ポルトガル人の報告書を参考に著作したことから、この資料もオランダ使節からの見聞をもとに製作されたものであると考えられる。こうしたところから、明暦の大火は海外からも注目をあび、比較的早い段階で情報が伝達されていたことがわかる。



図 3-15 1657 年 3 月 4 日火事にあった江戸市街の図（明暦大火罹災市街の図）
（江戸参府オランダ使節団員画、1657、東京都江戸東京博物館所蔵）

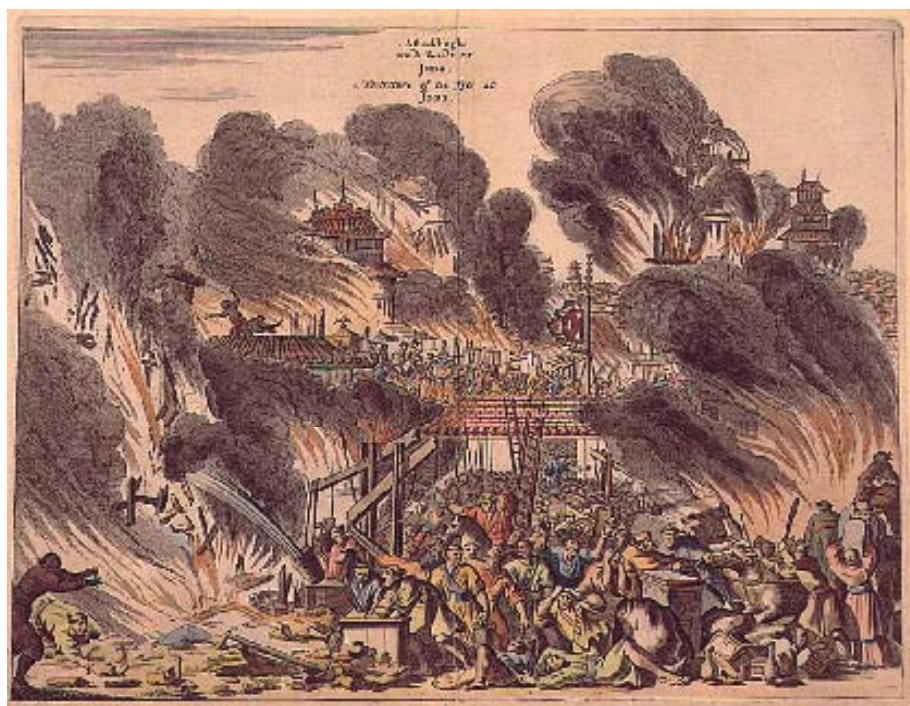


図 3-16 明暦江戸大火の図
（モンタヌス『日本誌』挿絵、1670、東京都江戸東京博物館所蔵）

瓦版 火災に関する瓦版が売られていたことを示す文献の初出は『天和笑委集』である。この書は、天和2年(1682)暮れに発生した世にいう「お七火事」に関する事跡を詳述したもので、この中に「どんなおろか者が始めたのであろうか、今の世の噂話を集め、『江戸灰吹き対の道具』と題号して版木に刻みつけ、商売物としている」とある。この資料のみによって、明暦の大火の際にリアルタイムでの瓦版が全く売られていなかったと早急に結論付けることはできないが、ここでは大火の後年に出版された瓦版を中心に関して若干触れてみたい。

大火後の経年経過を情報伝達という側面で見した場合、他の災害被害と比較しながら、あらためて明暦の大火の被害を物語る手法が多く見受けられるようになる。そのうちのひとつとして注目したいのが、明暦の大火よりも後年に出版された瓦版や一枚摺りの存在である。これらは後年の大火に対する人々の意識や価値観を知る上で重要な資料であるといえる。

図 3-17 の一枚摺りは、「明暦の大火百年忌」という表題で出されたものであるが、大火から 100 年が経過したメディアの受け手側（読者）にとっては、明暦の大火がどのようなものであったかを改めて知る「資料」でもあり、大火の被害を風化させず、人々の防災意識を喚起する上で効果的な手段であったといえる。

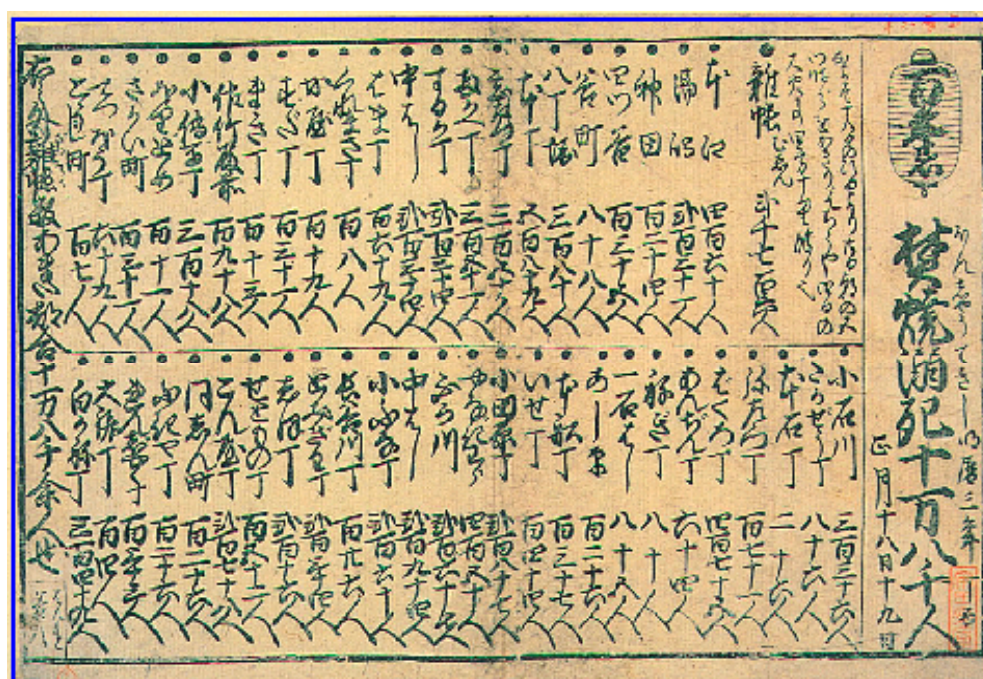


図 3-17 「明暦の大火百年忌」（早稲田大学演劇博物館所蔵）

災害番付 庶民の災害に対する「価値判断」基準の表れとしては、災害番付があげられる。嘉永元年(1848)板行の図 3-18 を見ると、中央下段に「明暦三 十万八千人焼亡 江戸振袖大火」とある。また、安政江戸地震（安政 2 年(1855)）以降に板行されたと思われる図 3-19 にも慶長期以来の大火の「大関」格として「丸山本妙寺出火」とある。これらの資料で興味深いことは、リアルタイムの情報伝達機能は備えていないが、明暦の大火の発生から 100 年から 200 年近くが経過した中でも、大きな火災として人々に認識され続けているという点である。おそらくこの時期になると、大火での被害の大きさや、後年になって作られた「振袖伝説」がさまざまなメディア媒体を通じて人々の間に一定の認識があったのではないだろうか。



図 3-18 泰平無疆（財団法人三井文庫所蔵）



図 3-19 聖代要酒磐寿恵（東京都江戸東京博物館所蔵）

災害情報の意味 以上 4 種類のメディア媒体をあげながら明暦の大火における災害情報の流布について概観した。総じて言うならば、災害情報が持つ社会的役割は災害発生前後の一時期に留まらず、時代の経過とともに変化を遂げながら伝達されるということであろう。つまり、災害発生当時は安否情報や詳細な被害状況の伝達が求められるが、一定時期を経ると江戸という大都市が灰燼と化したという事実を強調し、絶え間なく喚起される「防災意識」の拠所として捉えられ、また一方では、恋に焦がれて死んだ少女の振り袖が主役となる「振り袖伝説」(第 2 章末のコラム参照)といった悲恋物語が強調されることで、明暦の大火が別の形式で人々の記憶に根付くのである。

明暦の大火に関する災害情報は後の時代の災害情報に比べ、メディア媒体の現存数が少ないのが

現状である。しかし、限られた資料群の中で各情報メディアの連関性を見ることは、当時の人々の災害情報に対する認識や、人々の防災意識の変化を見ていく中では決して見逃すことはできないのである。

◎参考文献

池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」（西山松之助編『江戸町人の研究』第5巻 吉川弘文館（1978））

伊藤好一（1987）：「江戸の町かど」 平凡社

小沢詠美子（1998）：「災害都市江戸と地下室」 吉川弘文館

小野秀雄（1970）：「かわら板物語」

{自らのコレクションを提示しながら瓦版の語源や、その歴史変遷をたどったもの。瓦版を通じて江戸時代の情報文化が概観できる本}

近世史料研究会（1994～2003）：「江戸町触集成」 塙書房

黒木喬（1977）：「明暦の大火」講談社

玉井哲雄（1986）：「江戸 失われた都市空間を読む」 平凡社

千代田区飯田町遺跡調査会(2001)：「飯田町遺跡」

東京市役所編纂（1917）：「東京市史稿」変災篇第四 東京市役所

{諸記録類から明暦の大火に関する記述部分を引用し、まとめたもの}

東京市役所編纂（1930）：「東京市史稿」市街篇第七 三秀舎

東京市役所編纂（1973）：「東京市史稿」皇城篇第二 臨川書店

東京市役所編纂（1975）：「東京市史稿」救済篇第一 臨川書店

林英夫編（1973）：「番付集成」

{江戸末期に作られたさまざまな種類の番付を収集しまとめたもの}

平凡社地方資料センター編（2002）：「東京都の地名」 平凡社

矢野隆教編（1984）：「江戸時代落書類聚」 東京堂出版

{江戸時代の落書を矢野松軒が収集し、大正4年までにまとめたもの}

吉原健一郎（1999）：「落書というメディア」 教育出版

{江戸時代を通じて作られた落書を『落書類聚』から引用し、当時の時代背景と併せて解説。江戸時代の情報文化の実体に迫った本}

＊コラム：火事と穴蔵＊

本文にもあるように、明暦の大火以降江戸では穴蔵がめざましく普及していった。さて、この穴蔵は通常カラの状態でおかれているが、火災発生の知らせが届くと、その中に財産や商品、家財道具などを急いで投げ込み、まずしっかりとフタを閉める。その上に渋紙を乗せ、上から砂をムラなくまいてよく踏みつけ、さらに水を浸した畳をその上に敷く。最後に水を満たした桶を畳の上に置いたら、家人は避難すればよい。そうしておけば、たとえば天井が焼け落ちたとしても、穴蔵は焼け残るという仕組みであった。鎮火後、周囲を十分湿らせてから手早く穴蔵を開封すれば、中の品々を無事に取り出すことができるのである。

幕末の事例ではあるが、穴蔵にどれほどの防火効果があったのかを物語る遺跡がある。中央区明石町の「明石町遺跡」は、天保元年(1830)年以降豊後岡藩7万石の大名中川家の屋敷の置かれていた地点である。この遺跡から、炭化した「御留守日記」などの書類が大量に納められた穴蔵が検出されている。同遺跡の報告書『明石町遺跡』では、穴蔵に収蔵された状態で密閉されたまま上部の建物が焼け落ち、蒸し焼きになったと想定されているが、おそらく鎮火直後に穴蔵を掘り起こしていれば、これらの書類は炭化を免れていたことであろう。安政江戸地震(1855年)後に作られた番付表でも、有用な物ランキング一位の座を射止めている。



写真3－4 穴蔵の中で焼け残った書類（明石町遺跡、中央区教育委員会）

しかし、防火効果が高い分、穴蔵の設置および維持費用も高かった。地下施設という性格上、地下水豊富な江戸下町地域では常に浸水や水腐りに悩まされることとなる。大富豪の三井家では、防水性を高めるため厚さおよそ 18cm もの木材を穴蔵の壁面に使用しており、穴蔵一か所つくるのに金 100 両ほどの大金を投じている。それほどまでしても、穴蔵の存在は不可欠な物だったのである。

ところが、明治維新を経て近代化の波が東京に押し寄せてくると、郵便貯金や銀行預金制度に加え、火災保険も登場し、それに伴い穴蔵の存在感が徐々に薄れていく。東京では、関東大震災により穴蔵はほぼ消滅したと言われている。穴蔵はまさに江戸と共に発展し、江戸と共に衰退していったのである。